平成２４年（フ）第４６号
埼玉県川口市大字石神1787番地の１　メゾン仲道Ｈ棟101号
債務者　川端　正弘
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目10番地３　Ｃ―203
債務者　吉田　義春
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
埼玉県川口市前川１丁目22番８号　月洋荘10号
債務者　角谷　昭男
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
埼玉県桶川市坂田東３丁目10番地の７　レオパレスカーサソレイユ201号
債務者　柳　　信之
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
埼玉県戸田市下戸田２丁目５番２号　ハイツエレーヌ101号室
債務者　草間　敏男
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
千葉県袖ケ浦市久保田2139番地
債務者　佐藤　　潤
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２４４号
新潟県柏崎市剣野町20番24号
債務者　芳野　弘子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
新潟県見附市本所２丁目６番21号
債務者　福王寺まゆみ
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
愛知県安城市横山町大山田中50番地２　パルミー稲垣403、前住所愛知県安城市東端町新井115番地
債務者　西森　　浩
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
愛知県刈谷市相生町２丁目２番地　マンションハルカ701号
債務者　新野麻里子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
岡山県倉敷市茶屋町2041番地２
債務者　古川　幸一
１　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
岡山県倉敷市茶屋町2041番地２
債務者　古川　景子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３号
岡山県笠岡市関戸1626番地１
債務者　藤井　勇一
１　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１２８９号
埼玉県川口市並木１丁目26番38―314号　青木南住宅
債務者　櫻井　祐子
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２００９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目24番11号　篠崎荘101号
債務者　大友　洋子（旧姓中井）
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４４号
さいたま市見沼区東大宮１丁目73番地25　リューベルＩ205号室、旧住所さいたま市見沼区東大宮１丁目10番地10　パンシオンＬＩＢＲＥ203号
債務者　記　　京平
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地１―1201
債務者　矢部　宣元
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部